

【おもて】

史料編

【史料1】慶応元年九月二日付慶永宛定安書状（福井県図「御来翰」十二）（前略）
扱又瑤彩事習字読書之儀御尋之趣拝承仕候、先達而御教示より一段与出情為仕候へ共、万事行届兼心痛罷在候、読書者論語顔淵之篇、習字者千字文御座候、随師則清書奉入貴覧候、尚御教示之程幾重ニも奉願候

瑤彩鷹の習字や読書の様子についてお尋ねのこと承りました。以前のあなたのご教示によつてますます尽力したのですが、万事行き届かず恐れ入ります。読書は、『論語』顔淵の編を読んでおり、習字は千字文です。先生の指導で清書したものをご覧に入れようと思いますので、ご教示願います。

【史料2】文久四年正月二十六日付定安宛慶永書状（福井県図 御来翰三）

（前略）○明日者御参内被仰出候ニ付、貴君にも御参内之御様子奉賀候、決而御心配筋等者無之、伝議両奏御出会之節者上席より奉伺天機候、始メ応接相成候間、御下席にてハ只御平伏而已ニて宜候、扱又委細之御次第者不相同候へ共、於小御所被拝龍顔候儀も可有之哉と奉存候、是迎も一人くニ而者無之、一同罷出候儀と被考申候、決而御配意之筋者無之義可然奉存候

【史料3】元治元年十月二十一日付慶永宛定安書状（福井県図 御来翰八）

（前略）文左衛門隼人謙三郎江御鶴声之趣奉恐入候、隼人江者早速申聞候処難有、猶右御礼申出候、文左衛門・謙三郎者留守中ニ付、早速夫々江可申遣候、嘸々難有狩可申与奉存候、御序ニ香西敬左衛門江宜御伝声奉願候

【史料4】松江城歴史館所蔵志立家文書「松江藩士志立正臣 隠岐事件書類二」

①（前略）○正路前文ノ命ヲ受シ事、謙三郎申出ニ依ル所ト密ニ承知、然ルニ文育愚昧ノ我等外交等スル□ニ非ス、是一己ノ事ニ無之畢竟一国ノ上へ差響ク儀、所詮勤難ク存スルニ付其趣謙三郎へ書状ヲ以申遣ト雖右ノ書翰行違ニ相成、謙三郎ハ此月十八日下坂ニ付縋々右ノ旨趣ヲ以我前件ノ命ヲ除度示談スレトモ其儀相成難キ由申聞、無余儀力ノ及丈ケ致シ見ルヘシト相決シ、是ヨリ追々事情探索ニ心ヲ置聞込シ事、（中略）

①【要約】私（志立範蔵）が周旋方の藩命を受けたのは、謙三郎（雨森精翁）の申し出によることを内々承知しておりました。しかし、何分私のような能力のないものが重要な藩との交渉を引き受けることは適当ではなく、そもそもこれは個人の問題ではなく、詰まるとこ藩全体に関わることで、その旨を謙三郎に書状で申しましたが、書翰が行き違いとなりました。謙三郎は九月十八日に大坂に来たので、私が自分の考えを申し上げ周旋方を除いてほしい旨相談しましたが、謙三郎はそれは難しいとしたため、余儀なくできるだけ努力してみる決心をしました。それから京阪の情報収集に集中しさまざまな聞き込みにかかったのです。

②○京撰ニテ近來諸藩ノ周旋方月々日ヲ定メ集会アリ、当地ニテハ此九月三日ヨリ始毎月三日・十三日・二十□日、大仁村玉井藤右衛門 俗ニ玉藤トイフト料理屋ニテタ一時集、人別金式朱宛持寄輕キ肴ニテ盃ヲ傾親睦イタシ形勢ノ事トモ談話スル事、最右集会ノ席上ニテ秘談議論等スル事ニハコレナク、若密話致シ度事アル時ハ別席ヲ請テ談候事ノヨシ 此会ノ発起ハ謙三郎或ハ肥前福地某ノ拍子ナリ、謙三郎話ニ近年周旋方等集会ノ初リハ、文久三亥年冬頃ヨリノ事ニテ、元伊達伊豫入道・嶋津大隅等ノ考ノ由、当節浪華ニ而会スル事 閣老ヘモ相聞ヘ白川候ナトハ甚タ満悦、既ニ同藩ヨリ玉藤会ニモ出、全ク諸藩和親ノ姿ト大ニ喜悦ト相聞ル、

②【要約】謙三郎の話によれば、近年周旋方などの集会の起源は、文久三年（一八六三）冬頃より、宇和島藩の伊達宗城や薩摩藩の島津久光などの考えであったということです。当時大坂で会合することは、閣老にも届いており、

阿部正外（白河藩主、元治元年六月二十四日老中任）などは甚だ喜んでおり、すでに白河藩からも玉藤会にも出席し、諸藩が仲睦まじい形となつてたいへん喜んでいと噂されている。

【史料5】文久四子年二月十九日京都ヨリ御国江申遣候連状ヶ条之内赤木氏御認之分（三谷家文書「内外御用状頭書」）

（前略）
一、一昨十七日春嶽様御旅館江此度之御一味ニ付御相談として殿様御出罷成、尤前以御間日御向合節重役御同道被成候而も御宜敷由申来、仍筆者罷出候様被仰付、尚又此度之儀者御内密之御用ニも御座候ニ付御留守居同道罷出候幕ニも無之、然處是迄妹尾春嶽様御側御内用相勤候香西敬左衛門と申仁御座候処、太郎右衛門殿同姓之由ニ御座候与風取り入懇志と相成、是迄何角懸合事等謙三郎相働居候ニ付、同人儀御留守居代り之心得ニ而同道仕候方都合可宜与申合同道仕候、然處先方様之御仕向万々御念入候御仕向方ニ而殿様ニも御居間江御案内ニ相成御菓子・御吸物・御肴被差出、右之御席へ筆者謙三郎も被召出、あの方様よりも御内用相勤候敬左衛門出席仕、夫より御相談事相始り万々御都合能御示談御教諭も被為在、いかにも御同性様御実意之御取斗与難有事ニ奉存候、誠ニ謙三郎筆者などハ被存寄儀御菓子等も被下置奉恐入候次第ニ御座候、御相談之訳ハ此度之御一条ニ而差向御暇願ニ而も可被差出哉御願書之下案御持参ニ而御相談被為在候処、少々思召も被為在何分御考量之上御添削可被遊筈ニ御座候、同日昼頃より二条江春嶽様御登城、いかよふの御取斗ニ御座候か、同夜上より御暇被仰出候事ニ而何も御手数なく御暇ニ相成難有奉存候

【要約】一昨日十七日松平春嶽の旅館へ今度の相談に殿様（定安）がお出でになり、前もつて重役同道も承知とし、そのため筆者にも仰せ付けた。なお、今回は内密の御用のため留主居が出る幕でもない。しかるに是まで妹尾は、春嶽御側役御内用を勤める香西敬左衛門、彼は松江藩の香西太郎右衛門と同姓のことでもあるので懇意になった。これまでの交渉では謙三郎が中心となつて働いてきたので、謙三郎が留主居の代わりに同道するほうが都合いいとして同道することとなった。（藩主同士の席へ）筆者と謙三郎も召し出され、春嶽のほうでも御内用を勤めた香西敬左衛門が出席した。（中略）それより相談事が始まり、すべて都合よくお話しやご意見もあった。たしかに同じ松平同士の取り計らいでありがたいことであつた。

【史料6】元治元子年九月晦日大野氏京都ヨリ御国江申来候内連状（三谷家文書「内外御用状頭書」）

（前略）
一、今日仕出し三ツ判御飛脚差立候訳者①雨森謙三郎持参仕候御建白之一条御見合之儀奉願度、委細別紙ヲ以申上候通ニ御座候間爰ニ相略候（中略）
一、②御建白之一条時情之場ヲ以懸存之趣、追々申上候得共、実ハ誠ニ奉恐入候次第ニ而日夜心勞し寢食不安罷在候所、不都合とも不被思召候趣被仰下、猶謙三郎参着委細之御主意も奉承知誠ニ以難有安心仕候、委細今便別紙ヲ以尚又申上候間、可然様御取計被下度奉願上候、くれゝも御呵ヲも奉蒙候程之次第と覚語仕居候処、万々程能御取扱被下重々難有仕合ニ奉存上候
一、被仰下候迄も無御座候得共、私儀御用済之上早々出立仕候儀と被思召候旨、委曲承知難有仕合ニ奉存候③今便別紙ヲ以御懸合申上候御建白之一条、若伺之通思召不被為在訳ニ御座候ハ、一先御用済ニ候間、右伺済被仰越次第早々出立可仕と此御左右而已相待罷在候（中略）
一、④謙三郎儀も流石道具ニ而時情段々相開候事承り帰御国益不少事ニ奉存候、当節者定式之御留守居杯斗ニ而ハ届候事ニ無之、周旋方ヲ手広く御用ひニ不相成候而者難被為済御時勢と奉存候

【要約】①雨森が持参した建白は見合わせてもらいたいの意見。
②建白は時の状況によつて変わるため気がかりで、実はたいへん心配しています。不都合とも定安様がお考え下されなかつた件、謙三郎が到着してから詳しい「主意」も承知し安心いたしました。
③建白については何いの通り御考えでないならまず用済みとなり、それを受けたら早々に出立するつもりです。
④謙三郎はこうした状況のなかのいかにも「道具」であり、様々な政治的な状況が徐々にわかり、松江に帰れば藩の利益にもなることと思います。今回の状況のなかでは形式通りの対応をする留主居ではとても及ぶことではなく、周旋方（雨森謙三郎等）を広く用いなくては済まない状況となつています。

【裏面】

【史料7】元治二年二月十四日付定安宛慶永書状（福井県図 御書翰九）

（前略） 扱又此後も形勢如何成行可申哉、甚以無御心許被思召候ニ付、国論之趣も御承知被成度処、以御親睦公私之御力被尺度、依之此度雨森謙三郎態々為御使者弊邑へ被遣候段ニ而口上之趣も相伺、殊ニ兩種預御惠投、仍御深厚之御懇情更ニ難有寸毫奉万謝候、尚又謙三郎へも両度迄面接之上貴慮之趣等一々詳悉相伺候処、渾而御同意ニ御さ候、從是者疾にも御使者万事御親睦筋可相願候処、却而預御使者何共赧汗之仕合ニ御座候、素より方今不容易御時態ニ付而も、不外御間柄別而無御覆藏御熟談申上、諸端御同一々尽力不致候半而者難相適儀故、尚以御教示相願候事ニ御さ候、 扱又參觀之事件を初具ニ謙三郎より相伺申候、任御懇意愚存一存申上試候

① 一、參觀之事者幕命随順越前守京都御暇帰国候ハ、四月參府之積ニ致置候事

但、公方様御上坂御座候ハ、四月迄ニハ御作事も可被為在歟、左も無之節ハ御承知之通指湊御公務ニ而疲弊參觀之見詰も難相立ニ付、其場ニ至り願方も可有御座与差含罷在候儀ニ御座候

於尊家も差向ハ来年御參府之御積ニ被成置、其頃迄天下之形勢御黙覽之上被成方も可有御座候哉と奉存候、

② 一、妻子東下之事被奉幕命御東下之御積可然哉

但、是又御上坂之上一變可致歟、尚此俟ニ而御催促等御座候節痛温泉等之願身も可有御座候哉

③ 一、上書之事

当時者御勘考御見合も可然哉

【要約】

さて、その後の状況はどのようなになっているでしょうか、非常に心許なく不安に思われます。このうえは福井藩の国論の状況も了解いただき、両藩の親睦を公私にわたってお力添えいただきたく存じます。今回雨森謙三郎をわざわざ使者として福井へ派遣され、あなたのお言葉もうかがい、さらにはお土産までいただき深く感謝いたします。なお、謙三郎には二度にわたって面会しあなたの考えを一つひとつ詳しくうかがいまして、確かにすべて同意いたします。これからは早めに使者をもつて全ての事柄について親睦を願いたく、かえって今回使者（雨森謙三郎）をお越しいただくなど何とも恐縮の限りです。そもそも現状は容易ではない時節で、（同じ越前系の）重要な間柄で何でも相談して力を尽くしていかなくっては叶わない事態となっていますので、いろいろとご教示ください。さて、江戸参勤の事件については詳しく謙三郎より伺いました。親しい間柄を前提に私の考えを述べさせてもらいたいと思います。

① 参勤のことは幕府の命令に従います。越前守（藩主茂昭）が、京都を暇乞いして帰国したならば、（慶応元年）四月には江戸へ行くつもりです。

但し、將軍は大坂にいらっしゃるので、四月までには作事もあるでしょうか。そのようなことがないときは御承知のことと思いますが、差し支えがあり公務で疲弊しているため、参勤の予定も立てられないので、そのときに応じて願い出ることも含んでおく必要があるでしょう。松江藩においても来年江戸参勤のつもりでしょうが、そのころの天下の形勢を確認しながら対応すべきかと思っています。

② 妻子を再度江戸に向かわせることは幕府の命令なので東下する積もりということでしょうか。

但し、これも將軍が大坂にいるので変わる可能性もあるのではないのでしょうか。なお、このままでもし催促があるようでしたら、痛みのため湯治などの理由で願い出ることもあるのではないのでしょうか。

③ 上書については、当時の状況から判断して見合わせてはどうでしょうか？

【史料8】元治二年正月十日付松平越前守宛松平出羽守書状（福井県立図書館 所蔵「元治」乙丑春御来翰）

一 翰拝啓仕候、春寒之砌御座候処、長途無御滞御凱陣ニ相成目出度御儀奉存候、拙生事も瓦全罷在、此節ハ振旅之手続ニ相成、先安心仕候先般ハ火船之儀ニ付厚被仰下御念入候御儀深痛却仕候、此中ハ木船相返しニ相成候処、最早御陣払もも被仰出候儀ニ付過日申上候懸念之筋も無御座候、鉄船と一併直損小倉表へ差出候御都合ニ相成候へハ本懐之事ニ御座候、扱一旦ハ御鎮靜相成候へ共、台体之处如何成行可申哉、扱々不用意時節、此上ハ弥以御親睦御一致ニ力ヲ以抽幕忠度、此度雨森謙三郎御差出候間、何角可然御教示被下候様奉願候、委細ハ同人より可申上候

【史料9】慶応二年二月二十五日定安宛慶永書状（福井県図 御書翰九）

（前略） 且又先日者雨森謙三郎弊邑江被指下、其節者別而委綏御懇篤之垂諭殊ニ勝武士并御肴料預御惠投、実ニ望外之仕合御無念之御儀、更ニ難及筆古鳴謝不答奉存候、謙三郎へも愚衷者申聞置候間、定而同人より可奉言上候、此度右等御挨拶申上候寸謝を表し度迄ハ、別而爾来御懇情相願危難相互ニ救ひ、万事御相談之上国政向をも取計度、他日事あるに臨てハ同生同死一致之尽力も仕度其辺指含香西敬左衛門華国へ差出候間無御覆藏垂示奉至願候間、尚又謙三郎等へ被仰付無隔意咄合有之候様致度候

【要約】

先日は、雨森謙三郎を福井に派遣していただき、そのさい詳しく懇ろに謙三郎へも私の考えを申しておきましたので、その旨謙三郎より申し上げることでしよう。このたびは従来のご親切、危機に対しては互いに助け合い、すべてのことについて相談して藩政を行いたく、他日何か事が起これば生きるも死ぬも一緒のつもりで尽力したく、そのあたりのことを含め家臣である香西敬左衛門を松江に派遣させますので遠慮無く話し合います。なお、謙三郎などにも申し付け、隔て無く話し合いたいと思っています。

【史料10】『越前藩幕末維新公用日記』二九八〜九頁

（前略）○廿九日（慶応二年七月）。雲州酒井造酒来り、香西二逢。石州路の騒動段々雲州へ指迫り、誠に御難儀至極、御援被下候様。尤、大坂にて歎願書稲葉閣老へ指出候享持参、何分宰相様御心配之程奉頼と之趣也。石州浜田へハ、七ヶ条ヲ以如何御心得被成哉と申越。家老某参り候処、甚責立、明日迄ニ返事可致旨也。明日朝ニ至り甚責立ニ付、最早不得止事、城下自焼シテ御開城ニ相成候由。尤、因・福・雲ノ兵申越候ハ、廿日迄二人数引上ケ可申候。無左候ハ、戦争ト申立候由ニ付、何力人数引上ケ、因・福・雲モ引取候由。依テ扱諸道へ人足何十人可指出、是非より段々上リ行と申趣也。且申立ハ朝幕へ対シ決テ敵対不致、御再討之御趣意相伺不申シテハ不叶、此儘ニ候得ハ、只空ク滅亡ニ可相成ニ付、不得止得事、如此ト云趣トノ沙汰ノ由。

「右ニ付而モ中々切迫之御時勢、雲州ハ御同姓、且御倚頼之国ナレハ、援ハスシテハ不叶。乍然、空人数出テ長ト戦争ト云様ニモ難為、是国是ナレハナリ。且御倚頼之雲へ国是ヲ云ハサルコトアタハス、云トキハ、必ス長ト戦ハスシテ長人ヲ通シヘシ。然レハ、打手ノ名義不相立而国是カケナカラ、只今ウロクシテ雲ノ尽力モ不致節ハ、男モ不立義ヲ失ヒ、從テ幕へ忠モ不立、国是モ不立事故、道路ヲ知リナカラ、因循悉ク信義ヲ失フニ至ルヘシ。故ニ是迄ハ長タラシク道理ヲ入レル御心得ナレトモ、今日雲等如此シテハ、最早不相叶、依テ愈御決心御条理被仰立之御決評相定ル。酒井・毛受・中・村・千本・伊藤・香西同席ナリ。（後略）」

【要約】 松江藩の酒井造酒が来て福井藩士の香西に出会い、石州の騒動が徐々に雲州にも迫ってきてたいへんな状況で援助を求めてきた。また、大坂で老中稲葉正邦へ提出した願書の写しを持参し、宰相様（慶永）に周旋を頼みたいということであった。長州は浜田に要求を突きつけ返事を要求し、浜田藩はやむを得ず自ら城を焼き開城した。鳥取、福山、松江も戦争を避け引き上げざるを得なかった。（中略）申し上げたのは、朝廷・幕府に敵対するのではなく、長州を再び討伐しようとする趣意を問いたださないと納得できない、このままだと自らも滅亡ともなるのでやむを得ずこの処置をとった。

右のような切迫した状況で、福井藩にとって松江藩は同じ越前系松平として頼られているので、援助しないわけにはいかない。だが、兵を出して長州と戦争というわけにはいかない。これは国是である。しかし、松江藩に国是を言わないわけにはいかない以上、（松江藩はその国是を受ければ）長州と戦わず長州兵を通過させるしかない。となると、長州征伐という討ち手の名義も立たず、国是を掲げながら、ただうろろうして松江の援助もしない。これでは男も立たず義も失い、幕府への忠も立たず、国是も立たずゆえ、ついに信義を失うこととなる。行くべき道を知りながら、これまでは長たらしく道理（長州再征が不可であること）を説き続ける心得であったが、今日の松江藩のようになるのはたえられない、よって決心して条理（京都より帰国）を貫くことと決議した。